政務活動費について

９月９日の本会議にて、議会改革等調査特別委員長より次の議題を発議し賛成者多数により可決されました。（本会議の内容に基づいています）

発議第８号　飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

提案理由　政務活動費の増額に関する改正部分を削るための改正

改正の内容　政務活動費について、令和８年10月から年額18万円、令和９年４月から年額24万円としたものを改正前の年額12万円に戻す

提案の趣旨　令和８年第３回定例会において政務活動費の増額を含む条例改正案を可決したが、これまでの過程において予算措置に関する市長との協議に丁寧さを欠く面があったことから、改めて予算協議から仕切りなおすため交付額の増額に関する規定を削る

改正までの経緯

８月24日　令和８年第３回全員協議会にて、市長より指摘があった
８月28日　第14回議会改革等調査特別委員会にて、委員より動議が提出され議会として対応を協議した
９月　１日　令和８年第４回定例会初日に市長より、政務活動費の補正予算説明と同時に、議会が予算を伴う条例改正を行うには事前に執行部と協議が必要であり、今回この部分が欠落していたとの指摘があった。これらを基に同日、定例会終了後に第15回議会改革等調査特別委員会を開催し、委員外議員からの意見も徴収し、委員会としては、政務活動費の増額部分を一旦削る再改正案を委員会発議で行うこととした

審議の模様はこちらをご覧ください▶

◆討　論◆

反対討論　上ヶ吹　豊孝（じょうがふき　とよたか）議員

事前協議がなかったことだけで、わずか３カ月で条例改正すべきではない。

議決は重いものであり市民の信頼もなくなる。政務活動費の増額については市長も必要性は認めている。手続き上の理由であり内容は改正する必要はない。

反対討論　高原　邦子（たかはら　くにこ）議員

手続き上の不備はあったが、違法とはいえない。反省はしなければならないが、今後の方策（市長と議会の事前協議のやり方）をしっかり決めることが必要であり議決の重みを考えたら安易に改正すべきでない。

反対討論　森　要（もり　かなめ）議員

議会も行政も反省すべきは反省したい。市側は６月議会の内容を理解した上で補正予算提出に至ったのだから素直に受け止め条例改正の必要性はない。

賛成討論　籠山　恵美子（こみやま　えみこ）議員

地方自治法第221条第１項により、議会が予算措置を伴う条例改正をするときは執行部との事前協議が必要であり今回それが抜けていた。一度立ち止まってプロセスを踏むことが二元代表制における議会として市民の信頼を得ることだと思う。

賛成討論　住田　清美（すみだ　きよみ）議員

議会として事前協議は行っていない。政務活動費は一旦元の12万円に戻し改めて必要性、積算根拠を示し予算を認めてもらうほうがよい。

賛成討論　水上　雅廣（みずかみ　まさひろ）議員

様々な関係性にすり合わせの不足があったと思われる。一度議会改革等調査特別委員会に協議の場を移し、議会運営の在り方をしっかり調整すべきである。

佐藤	中田	小笠原	水上	上ヶ吹	森	井端	澤（議長）	住田	前川	野村	籠山	高原
○	○	○	○	×	×	○	―	○	○	○	○	×

賛成：○　反対：×

○上記の発議可決により撤回承認された議案

議案第65号　令和８年度飛騨市一般会計補正予算（補正第３号）

政務活動費の増額を見込んでいたが、審議が不要になったため撤回する

審議の模様はこちらをご覧ください▶